

国債店頭取引清算業務における代用国債証券の掛目の見直しについて

○ 本改正に伴う変更箇所について下線赤字で示しております。

現行		変更後	
時価に乗すべき率（掛目）		時価に乗すべき率（掛目）	
(1) 利付国債及び割引国債（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）		(1) 利付国債及び割引国債（変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）	—
a 残存期間1年以内のもの	99%	a 残存期間1年以内のもの	99%
b 残存期間1年超5年以内のもの	99%	b 残存期間1年超5年以内のもの	99%
c 残存期間5年超10年以内のもの	98%	c 残存期間5年超10年以内のもの	98%
d 残存期間10年超20年以内のもの	95%	d 残存期間10年超20年以内のもの	95%
e 残存期間20年超30年以内のもの	93%	e 残存期間20年超30年以内のもの	93%
f 残存期間30年超のもの	92%	f 残存期間30年超のもの	92%
(2) 変動利付国債		(2) 変動利付国債	
a 残存期間1年以内のもの	99%	a 残存期間1年以内のもの	99%
b 残存期間1年超5年以内のもの	99%	b 残存期間1年超5年以内のもの	99%
c 残存期間5年超10年以内のもの	99%	c 残存期間5年超10年以内のもの	99%
d 残存期間10年超20年以内のもの	99%	d 残存期間10年超20年以内のもの	99%
(3) 物価連動国債		(3) 物価連動国債	
a 残存期間1年以内のもの	99%	a 残存期間1年以内のもの	99%
b 残存期間1年超5年以内のもの	98%	b 残存期間1年超5年以内のもの	98%
c 残存期間5年超10年以内のもの	97%	c 残存期間5年超10年以内のもの	98%
d 残存期間10年超20年以内のもの	97%	d 残存期間10年超20年以内のもの	98%
e 残存期間20年超30年以内のもの	97%	e 残存期間20年超30年以内のもの	98%
f 残存期間30年超のもの	97%	f 残存期間30年超のもの	98%
(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債		(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債	
a 残存期間1年以内のもの	99%	a 残存期間1年以内のもの	99%
b 残存期間1年超5年以内のもの	99%	b 残存期間1年超5年以内のもの	99%
c 残存期間5年超10年以内のもの	98%	c 残存期間5年超10年以内のもの	98%
d 残存期間10年超20年以内のもの	94%	d 残存期間10年超20年以内のもの	95%
e 残存期間20年超30年以内のもの	90%	e 残存期間20年超30年以内のもの	92%
f 残存期間30年超のもの	87%	f 残存期間30年超のもの	89%
(5) 国庫短期証券	99%	(5) 国庫短期証券	99%

(注) 代用有価証券の代用価格の算出に用いる時価については、現行どおりの取扱いとなります。

以上